

## 事業紹介 - 和気町社協が行っている事業の一部を紹介します -

### 【生活の支援】

#### ■ 在宅介護のおしめ事業

和気町内で自宅介護されている方の負担を軽減するため、使用しているおしめ購入経費に対して助成を行います。助成金は月額の上限が2千円です。(施設へ入所されている方・入院中の方は対象ではありません)窓口への申請が必要で、申請日以降に購入されたおしめが助成の対象となります。

※申請にあたって医師の証明等が必要です。

#### ■ 介護機器貸出事業

和気町在住で傷害や疾病等で日常生活に支障がある人で必要な方へ介護機器の貸出を行います。

貸出機器	利用料
車いす	800円(月額)
ポータブルトイレ	100円(月額)



#### ■ 高齢者安否確認事業 ※和気地域のみ

和気地域のボランティアグループ「友愛の会」による、安否確認を目的とした見守り訪問事業です。対象者は、75歳以上のひとり暮らし高齢者で見守りが必要と判断される方です。(原則として同一地区内に3親等以内の親族が居住の場合は対象外となります)

対象者のお宅を毎週1回訪問し、希望される方にはヤクルト1本を持参します。利用料は無料です。

事業利用についてのご相談は社協または地区の民生委員さんまでお願いします。

#### ■ 給食サービス ※佐伯地域のみ

佐伯地域のボランティアグループ「食事グループ」「配達グループ」による、安否確認を目的とした見守り訪問事業です。対象者は、70歳以上の一人暮らし高齢者または70歳以上の高齢者のみの世帯、その他状況により本事業が必要と判断される方です。

対象者のお宅を毎月1回訪問し(7・8月を除く)手作りの給食を手渡しで配ります。利用料は1食200円です。

事業利用についてのご相談は社協または地区の民生委員さんまでお願いします。

#### ■ 日常生活自立支援事業

認知症・知的障がい・精神障がいにより判断能力や記憶力が十分でない方が、安心して地域での生活が続けられるように、お金の管理のお手伝いや生活に必要な利用料等の支払いをしたり、書類を預かったりするサービスです。利用料金や対象者の条件等の詳しい内容については、お問い合わせください。

## 【福祉まちづくり】

### ■ ふれあい・いきいきサロン事業

各地域で実施するサロンに活動経費の助成や備品等の貸出支援をしています。助成金の上限は年間2万円です。対象となる活動の条件は、下記のとおりです。

- ・高齢者、障がい者、未就学児とその親など地域住民を対象としたもの
- ・概ね月1回以上の開催で年間10回以上開催し、開催時間は2時間以上のもの
- ・1回の参加者が支援者を除いて5名以上のももの
- ・開催場所は参加者が歩いて参加できる範囲の公共施設や集会所等とする

その他、活動内容により対象とならない場合があるので、新たに申請される場合はご相談ください。

### ■ 福祉委員推進事業

各地域への福祉委員の配置を推進します。

⇒福祉委員とは……

地区内での助け合いの一環として、福祉の問題を速やかに発見するためのアンテナ役です。具体的には、「地区内での日常的な見守り活動」「関係者(民生児童委員等)への福祉情報の伝達」「ふれあいサロン事業への協力」などが主な活動です。配置は任意で、それぞれ地域の実情に合わせて地域福祉推進に貢献しておられます。

## 【相談事業】

### ■ 心配ごと相談事業

町民の方の生活に関する相談や福祉に関する悩みや困りごとに専任の相談員が応じます。相談種別は、人権(なやみごと相談)相談、行政相談、障害者相談、生活相談です。相談は無料で秘密は厳守します。

相談会場	日時	備考
佐伯会場(佐伯老人福祉センター)	毎月第2火曜日 10時～12時	予約不要
和気会場(和気町総合福祉センター)	毎月第3金曜日 10時～12時	予約不要

※通常の心配ごと相談に合わせて、無料の法律相談を年に3回実施しています。法律相談に関しては予約が必ず必要です。日にちの確認や予約については社会福祉協議会までご連絡ください。

※会場の都合等により、日程等が変更となる場合があります。詳しくは、「広報わけ」をご覧ください。

### 事業についてのお問い合わせ先

**和気町社会福祉協議会** ・事務局：和気町尺所 555 番地 ☎(0869) 93-2002

・佐伯支所：和気町矢田 311 番地 1 ☎(0869) 88-9888